

2022年メディア関係判例回顧

訴訟から垣間見える社会の分断

——「いいね」は名誉感情の侵害か

京都大学 大学院法学研究科教授 曾我部 真 裕

本稿では、2022年1月から12月までのメディア・報道に関連する判例・裁判例を概観する。

最高裁判決を中心とした著名事件

まず、マスメディアあるいは報道に直接関係するわけではないものの、表現の自由に関わる著名事件を紹介する。

約8年前の逮捕報道記事を転載するツイートがプライバシー侵害だとして削除を求める訴えにつき、最高裁6月24日判決は、当該事実を公表されない法的利益とツイートを公開し続ける理由に関する諸事情とを比較衡量して判断すべきだとし、本件では年月の経過のほか、ツイートは速報目的だったことなどを考慮して公表されない法的利益が優越するとして、削除を認めた。検索サービスの検索結果については、公表されない利益が優越することが明らかな場合にしか削除を認めなかった（最高裁2017年1月31日決定）ことに比べて、削除の余地を広く認めた（注）。なお、直後の東京地裁7月5日判決はさっそくこの判断方法を適用し、2ちゃんねる投稿の削除を認めている。

音楽教室の生徒がレッスンの中で音楽を演奏することは、音楽教室の運営者による著作権侵害だとしてJASRACが提起した訴訟につき、最高裁22年10月24日判決は、レッスンにおける生徒の演奏に関しては音楽教室の運営者が著作物の利用主体だとはいえないとして、JASRACの主張を認めなかった。いわゆるカラオケ法理の拡張に歯止めをかけたものである。

ヘイトスピーチへの該当性を審査会が判断した上で、該当する場合には氏名を公表する制度を設ける大阪市ヘイトスピーチ対処条例につき、最高裁2月15日判決は、本件各規定により表現の自由の制限は、合理的で必要やむを得ない限度にとどまるもので合憲とした。ヘイトスピーチ対策のための条例をすでに持ち、あるいは制定を検討中の自治体はほかにあり、規制の内容が異なる以上、この判例がそのまま妥当するとは限らないが、参考となる判決である。

最高裁の判断ではないが社会的に注目を集めた判決を3件挙げる。一つは、安倍晋三総理大臣（当時）の街頭演説中に野次を飛ばした市民が警察官から過剰に排除されたことの違法性が争われた事件



そがべ・まさひろ=1974年生まれ。専門は憲法・情報法。京大准教授、パリ政治学院客員教授などを経て、2013年から現職。『反論の自由』『憲法と表現の自由』『憲法とゆくえ』(共著)など著書多数。

である。札幌地裁3月25日判決は、安全確保や犯罪行為の制止といった正当な理由(警察官職務執行法4条、5条)が認められず、表現の自由、移動・行動の自由、名誉権、プライバシー権を侵害するものだとして国家賠償を命じた。

次に、東京地裁6月16日判決は、食べログのアルゴリズム変更によって評価が下がった点につき、食べログ運営会社に優越的地位の濫用があったことを認め、損害賠償を命じた。アルゴリズムの法的規律のあり方を考えさせる事例として注目を集めた判決である。

最後に、偽情報を拡散しているとの批判を受けていたウェブサイトに「ネットギーク」に対して複数名が提起した名誉毀損訴訟で、東京地裁2月15日判決は運営会社の責任を認めた。最近では同サイトの性格が変わったとも言われるところ

で、この訴訟の影響がうかがわれる。

SNSに関わる訴訟

ジャーナリストの伊藤詩織氏に対する誹謗中傷に関する一連の判決を紹介する。周知の通り、伊藤氏が元TBSワシントン支局長の男性に性的関係を強いられたと告発したことに対し、伊藤氏に対する誹謗中傷がなされていた。

法的な論点としてもつとも興味深いものは、杉田水脈衆議院議員が、伊藤氏に対する批判的なツイートに「いいね」を押したことが名誉感情の侵害に該当するかが争われたものである。この点について、東京地裁3月25日判決は、「いいね」を押す行為は、対象ツイートに関する何らかの好意的・肯定的な感情を示すために行われることが多く、これを目にする者もそうしたものと受け止めることが多いものの、それ自体からは感情の程度を特定できない抽象的・多義的なものであるとする。したがって、「いいね」を押す行為が名誉感情侵害として違法となるのは、これによって示される好意的・肯定的な感情の対象および程度を特定することができ、当該行為がそれ自体が特定の

者に対する侮辱行為と評価することができるのか、当該行為が特定の者に対する加害の意図をもって執拗に繰り返されるといった特段の事情がある場合に限り得るとした。そして、東京地裁は、本件ではそうした特段の事情はないとして、伊藤氏の訴えを退けた。

これに対して控訴審の東京高裁10月20日判決は、「いいね」を押したことが違法であるとして杉田氏に55万円の支払いを命じた。東京高裁は、当該「いいね」を押す行為が、対象ツイートに対して好意的・肯定的な感情を示したものと認められることができるか否か、具体的にどの部分にそうした感情を示したと認められるかを判断するためには、対象ツイートの記載内容等から「いいね」を押すことによつてどの部分に好意的・肯定的な評価をしていると理解できるかを検討する必要があるし、「いいね」を押した者と対象ツイートで取り上げられた者との関係や、「いいね」が押されるまでの経緯を検討する必要があるとして検討をした結果、杉田氏には積極的に伊藤氏の名誉感情を害する意図があったなどとして、名誉感情の違法な侵害が認められるとした。

このほか、東京高裁11月10日判決は、

漫画家のはすみとしこ氏による伊藤氏に
関するツイートや、その他の被告による
リツイートが名誉毀損、名誉感情侵害に
当たるとして、地裁判決（東京地裁21年
11月30日判決）で命じられた88万円の損
害賠償額を引き上げる110万円の支払
いを命じた。

なお、伊藤氏が上記の加害男性に対し
て性的関係を強いたことの損害賠償を求
めた訴訟において、男性は、伊藤氏が著
書等で被害を公表したことが名誉毀損に
当たるとの反訴を行っていた。これにつ
いて、男性が伊藤氏に対してデイトレイ
ブドラッグを使用したとの事実摘示につ
いては真实性または誤信相当性が認めら
れないとして、名誉毀損の成立を認めた
（東京高裁22年1月25日判決）。最高裁7
月7日決定は、上告理由に当たらないと
して上告を棄却し、上記判断が確定した。

社会の分断を示す名誉毀損訴訟

前述の伊藤氏に関わる事件もそうであ
るが、近年、社会の分断を背景とするよ
うに見える名誉毀損訴訟が目立っている。
昨年の本欄で大きく取り上げたニュー
ス女子事件は、同名の番組が沖縄の基地

問題を取り上げた際に、原告であり人権
活動家の辛淑玉氏が反基地運動の「黒幕」
などとしたことが名誉毀損に当たるとし
て争われたものであるが、東京高裁6月
3日判決は、放送局に対して550万円
という高額な慰謝料と謝罪文の自社サイ
トへの掲載という厳しい内容を命じた一
審判決を維持した。昨年本欄で注目した
番組司会者の責任は、一審判決を維持し
て否定した。

沖縄の基地問題との関連では、沖縄で
の反基地活動で逮捕された音楽家・アー
ティスト・ライターたる原告が、産経新
聞社のウェブ記事が名誉毀損、名誉感情
侵害に当たるとして提訴した事件もあ
る。記事では、反基地活動家の中でも、
原告は各地で暴力をふるい、過激な行動
により仲間割れを起こす人物であるとい
った事実を摘示したとし、評判は基地容
認派の間で散々なものであり、逮捕は「朗
報」「天誅」だといった容認派の声を紹
介していた。東京地裁12月8日判決は、
原告自身が直接的な暴力に及んだとは認
め難いなどとして真实性や誤信相当性を
否定して名誉毀損の成立を認めた。

「ジェンダー平等社会の実現に資する
研究と運動の架橋とネットワーキング」

という研究課題で科学研究費補助金の支
給を受けた原告ら研究者の活動につき、
杉田水脈衆議院議員が、上記研究の一環
として開催されたシンポジウムに活動家
が登壇しており、研究費が活動家支援と
なっていて、慰安婦問題に関する原告ら
の立場に対し「ねつ造はダメです」など
と述べたことなどについて名誉毀損、名
誉感情侵害の成否が問題となった。京都
地裁5月25日判決は、原告らの請求をす
べて棄却した。判決では、杉田氏の多岐
にわたる発言の多くについて、原告ら個
人の人格的価値に対する評価を低下させ
るものとは言えないとされており、特徴
的である。すなわち、こうした裁判では
意見ないし論評として社会的評価を低下
させるが、論評の域を超えてはいないと
いう判断方法が一般的であるのに対し、
社会的評価の低下がないとするのは特徴
的である。

「主戦場」事件は、慰安婦問題を扱っ
たドキュメンタリー映画に出演した保守
派の論者らが原告となり、取材の際に欺
罔があった結果、取材映像が許諾なく利
用されたとして、パブリシティ権、著作
権、著作者人格権が侵害されたとして
提起された訴訟である。東京地裁1月27

日判決は、許諾は有効であるとした上で、原告らの名誉権（声望）を侵害するような利用方法ではないために著作者人格権侵害に当たらず、著作権侵害の訴えについても引用として適法であるなどとして、請求をすべて棄却した。知財高裁9月28日判決も、同様の判断で、控訴を棄却した。

新聞記事に基づく発信が問題に

政府の国家戦略特区ワーキンググループ座長代理であった原英史氏に関し、毎日新聞が、特区認定を希望する法人と不明朗な関係を持っていることを報じた。これに対して原氏が、毎日新聞および同紙の記事を引用してブログやフェイスブックで発言をした複数の国会議員を相手取って名誉毀損訴訟を提起していた。

毎日新聞に対する訴訟では、東京地裁21年9月21日判決が請求を棄却したのに対し、東京高裁22年7月4日判決は、原氏が法人幹部と会食をし、法人側が費用負担をしたとの事実摘示について名誉毀損の成立を認めた。

国会議員に対する訴訟としてはまず、毎日新聞の記事を引用した上で、「利権

コンビによるいかかわしい政策作り」などとする篠原孝衆議院議員によるブログ記事につき、東京地裁21年3月29日判決は名誉毀損の成立を認め、165万円の支払いを命じた。控訴を受けた東京高裁22年1月13日判決は、上記記事は個人ブログだけではなくニュースサイトにも転載されて多数の閲覧があったほか、現在もブログ記事は公開が続いているとし、賠償額を増額して220万円とした。

他方、森ゆうこ参議院議員は、フェイスブックやブログにおいて、毎日新聞の記事を加工した内容を公開した。その際、あわせて、原氏が代表理事を務める法人の登記情報も公開し、そこには原氏の自宅住所が記載されていた。これらの情報の公開が、それぞれ名誉毀損およびプライバシー侵害に当たるとして訴訟が提起された。東京地裁3月18日判決は、両者について不法行為が成立するとし、森氏に34万円の支払いを命じた。

本件について注目すべきは、名誉毀損の誤信相当性についての判断だろう。森氏は、毎日新聞の記事を作成した記者から丁寧裏付け取材したものであることを確認し、さらに、全国紙で報道されたものであることから真実と信じるについ

て相当性があると主張したところ、判決は「被告自身に本件摘示事実について一応真実と思わせるだけの合理的資料又は根拠があることを要する」として、森氏の主張を否定した。賠償額は控えめに認定されているとはいえ、全国紙記事に依拠した情報発信について責任が生じるとすることの適否については議論がありうるだろう。

同じく全国紙の記事が問題となった事件として、カルロス・ゴーン氏の弁護士であった弘中惇一郎弁護士につき、検察幹部が「逃亡の謀議を黙認していたと疑われても仕方がない」と述べた旨を含む読売新聞の記事の名誉毀損の成否が争われたものがある。東京地裁21年11月15日判決は、上記記述は公正な論評であるとして違法性を否定したが、東京高裁22年7月27日判決は、刑事事件の一方当事者である検察幹部の見立てとして、本件発言がされたという事実を摘示するもので、真実性が認められるとした。

また、オウム真理教の元信者である菊地直子氏のサリン製造関与に関する産経新聞の記事につき、東京地裁21年10月27日判決は誤信相当性を否定していたが、東京高裁22年10月25日判決は、誤信相当

性ありとしている。

政治家による名誉毀損訴訟

22年は、政治家による名誉毀損訴訟も目立った。まず、片山さつき参議院議員が週刊文春の記事を名誉毀損だとして提起した訴訟がある。本件記事は、片山議員がある企業経営者から100万円を受領し、国税当局に対して口利きを行ったなどとするものである。東京地裁21年12月27日判決は、誤信相当性を認め請求を棄却した。これに対して東京高裁22年10月27日判決は、名誉毀損の成立を認め片山議員に330万円の支払いを命じた。この判決では、本件記事の摘示事実のうち、上記の企業経営者が片山氏と面会し、同氏が100万円を受け取ろうとした上で、実際に旧知の国税局長に電話をかけたようにしたというものについて、片山氏の当日のスケジュールからして面会が実際にあったかどうか疑問の余地があり、その点の確認が不十分だなどとして、誤信相当性がないと判断された。

次に、作家の門田隆将氏が産経新聞に掲載した文章に、小西洋之参議院議員および杉尾秀哉参議院議員が、森友学園園

題に関し、財務省に乗り込んで約1時間にわたり職員をつるし上げ、当該職員はその翌日に自殺した旨の記述があったことが名誉毀損に当たるとして訴訟が提起された。東京地裁11月9日判決は、名誉毀損の成立を認め、被告の門田氏と産経新聞社に連帯して110万円の支払いを命じた。本件では、真実性や誤信相当性は争われず、摘示事実の理解が争点となった。被告らは、両議員が財務省の担当者を批判し問責したとの事実を摘示するにとどまる（原告らの言動が自殺の原因だとするものではない）と主張したが、判決はこれを退けた。

さらに、政治家本人が原告となった事案ではないが、当時総務大臣の職にあった野田聖子衆議院議員の夫が、週刊文春の記事を名誉毀損だとして提起した訴訟がある。記事は、原告である野田議員の夫が、違法行為の指摘もある仮想通貨業者の依頼を受けて野田議員を動かし、金融庁に圧力をかけたことや、通信ベンチャー企業に対して野田議員の名前を示しながら恫喝行為を行ったこと、原告が元暴力団員であった事実などを摘示するものであった。東京地裁21年3月24日判決は、名誉毀損の成立を認め110万円の

支払いを命じたが、原告が元暴力団員であったとの事実摘示については誤信相当性を認めた。これに対して東京高裁22年2月3日判決は、上記のほか、仮想通貨業者と金融庁との面談を設定させることで同庁に圧力をかけた等についても誤信相当性を認める一方、上記の恫喝行為に関する部分などについては名誉毀損の成立を認め、55万円の支払いを命じた。最高裁8月8日決定は、上告理由に当たらないとして上告を棄却している。

理論的な課題の提起

ここでは、理論的な課題として興味深い点が争われた判決を2件紹介する。まず、山梨県のキャンプ場で行方不明になった少女の母親が、名誉権等の侵害を理由にツイッター社に対して発信者情報の開示を求める訴訟である。原告が主張する被侵害利益は、原告の少女に対する敬愛追慕の情であるが、訴訟の時点では少女の死亡が確認されていないが本件でこのような利益が保護されうるかが問題となる。この点について、東京地裁3月25日判決は、民法711条の反対解釈からすれば、この種の請求を広く認めるこ

とはできないが、①損害賠償の請求が被害者本人の意思に反するというべき事情がなく、②被害者本人において損害賠償の請求が法律上または事実上不可能であるなどの事情があり、③他に不法行為の被害者やその近親者を救済する適当な方法がない——などの特段の事情がある場合に限り、被害者に対する敬愛追慕の情を保護法益として、被害者の近親者が自己の権利として損害賠償請求をする余地があるとした。

昭和天皇をモデルとした成人映画を制作したが、公開されるに至らなかつたという出来事について報じた週刊新潮の記事に関して、当該映画の監督・脚本を担当した原告が名誉毀損および著作者人格権（公表権）侵害だとして訴えを提起した。東京地裁7月29日判決は、名誉毀損の成立は否定した一方で、記事において未公表の脚本が引用された点に公表権侵害を認めた。しかし、名誉毀損の判断において、公共性・公益目的性を認めながらも、公表権侵害については未公表であったかどうかという形式的判断にとどまり、表現の自由とのバランスを考慮しない点については、疑問も感じるところである。

紹介済みの事件のその後

最後に、昨年の本欄でも取り上げた事件のフォローアップをしておく。

静岡新聞が事件報道において被疑者の住所を地番まで記載したことのプライバシー侵害等が争われた訴訟で、最高裁11月24日決定は上告理由に当たらずとし、違法性を否定した高裁判決が確定した。

戦史研究家の山崎雅弘氏のツイートが名誉毀損だとする作家の竹田恒泰氏の訴えにつき、東京高裁21年8月24日判決は公正な論評として違法性を欠くとした地裁判決（東京地裁20年2月5日判決）を是認、最高裁22年4月13日決定も上告を棄却した。

生協の商品カタログにおいて福島県の商品が意図的に外されているとする福島民友の記事で名誉毀損の成否が争われた訴訟につき、最高裁5月12日決定は上告を受理せず、名誉毀損の成立を認めた高裁判決（福岡高裁21年8月20日判決）が確定した。

（注）この判決の筆者による評釈として、曾我部真裕「ツイート削除請求事件」（『NBL』1230号、2022年）13ページ。